

1 いせファミリー・サポート・センター会則第 14 条に係る報酬の基準を次のように定める。

- (1) 依頼や取り消しの受付時間は、月曜日～金曜日の 8：30～19：00（12 月 29 日～1 月 3 日、休日及び祝日を除く）とする。
- (2) 受付時間外の取り消しの連絡は、依頼会員から提供会員へ直接行う。この場合、依頼会員は、後日受付時間内にその旨をセンターへ連絡する。
- (3) 報酬金額は、下表の料金を適用する。

利用時間	金 額
午前 7 時から午後 7 時まで（年末年始を除く）	1 時間あたり 800 円
上記以外の時間帯	1 時間あたり 900 円
年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）	

(4) ただし、次の場合は、下表の料金を適用する。

- ア 緊急時（依頼受付から援助開始まで 6 時間に満たない場合）の利用
- イ 軽い病児や病後児の利用（軽い病児・病後児の判断は、依頼会員、センター、および提供会員の協議により行う）
- ウ 深夜の利用（午後 10 時から翌日午前 6 時までの時間帯にかかる利用）
- エ 宿泊（午後 10 時から翌日午前 6 時まで連続の利用）
- オ 受付時間外の時間帯に受け付けた利用

内容	利用時間	金 額
緊急時 軽い病児 病後児	午前 7 時から午後 7 時まで（年末年始を除く）	1 時間あたり 1,000 円
	上記以外の時間帯	1 時間あたり 1,200 円
	年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）	
深夜	午後 10 時から午前 6 時（一部の利用）	1 時間あたり 1,200 円
宿泊	午後 10 時から午前 6 時（連続 8 時間）	1 回あたり 6,000 円

2 兄弟姉妹など同一世帯の複数の子どもを預ける場合に、預かる子ども全員が 4 歳以上であれば 2 人目以降を半額とする。

3 預かる子どもが 3 歳以下の場合、子ども 1 人に対し提供会員は 1 人とする。

4 最初の 1 時間までは、それに満たない場合でも 1 時間利用したものとみなす。

- 5 時間を延長したときは、30 分以下は 1 時間あたりの金額の半額とし、30 分を超え 1 時間までは 1 時間として取り扱う。
- 6 子どもの送迎に伴い提供会員が負担した交通費については、依頼会員が実費を提供会員に支払う。距離は、道路・経路により変わることがある。
- 7 子どもの送迎に車を使う場合、双方の会員の安全を考え、75 歳未満の提供会員に依頼する。
- 8 子どもの食事（ミルク）、おやつ、オムツ等は、原則として依頼会員が用意する。但し、これらについて、提供会員が費用を負担した場合は、依頼会員が実費を提供会員に支払う。
- 9 報酬等は、援助活動終了後速やかに支払うものとする。但し、援助が長期にわたる場合は、提供会員の了解があれば、1 週間分又は 1 か月分をまとめて支払うことができるものとする。
- 10 入会日から 3 日以内の援助内容について協議を行う（以下「緊急面接」という。）場合、依頼会員は提供会員 1 人につき、1 時間あたりの報酬である 800 円を支払う。但し、依頼会員が入会日から 1 か月以内に援助活動を依頼し、活動の提供を受けた場合の報酬額は、緊急面接時に支払いした額を差し引いた額とする。
- 11 いせファミリー・サポート・センターひとり親家庭等助成事業補助金交付要綱第 3 条に定める依頼会員が利用した場合に、その利用料金の助成を行うものとする。
- 12 依頼会員が相互援助活動の実施を取り消した場合は、取消料として、下表のとおり算出した金額を提供会員に支払う。

取消時間	金 額
前日までの取り消し	無料
当日取り消し	上記基準により算出された報酬額の半額
無断取り消し	全額

- 13 暴風警報が発令された場合
- (1) 当日の援助活動
- ・全て中止とする。
 - ・当日キャンセル料は発生しない。

- ・センターは閉局し、電話対応のみとする。

(2) 援助活動中の場合

- ・保護者に直ちに迎えに来てもらうか、提供会員が危険が無いと判断出来れば保護者のもとに送る。
- ・報酬は実際の活動時間で、通常料金での算出とする。

(3) 活動再開について

- ・警報解除後、依頼受付を開始する。
- ・警報発令により中止となった依頼については、警報解除当日の援助活動に限り通常料金（緊急対応扱いとしないこと）で改めて依頼することができる。その場合、緊急対応時との差額について、センターから提供会員への補てんは行わない。
- ・上記において、当初依頼していた提供会員が被災などで援助活動できない場合、センターにて他の提供会員を紹介することができるが、その場合の報酬も通常料金（緊急対応扱いとしないこと）での依頼とする。（センターから提供会員への補填は行わない。）

14 軽い病児・病後児等の預かりについては、下記のとおりとする。

(1) 原則、病児保育エンゼルの利用を優先する。

(2) 病児保育エンゼルの利用ができない場合、依頼会員は子どもをかかりつけ医に受診させ、センターに受診の結果を伝え援助依頼を行う。

(3) 保育所等で発熱した等の理由により緊急に送迎を行う場合は、依頼会員は電話等でセンターに援助依頼を行い、更に保育所・かかりつけ医等へ提供会員による援助を受ける旨を伝えるものとする。提供会員は依頼内容に基づき、かかりつけ医等への送迎を行い、保護者の到着を待つ。

(4) 家族にインフルエンザ・ノロウイルス等感染者がいる又は学級閉鎖の兄弟姉妹がいる場合で、かつ子どもは罹患していない場合、援助活動は保育施設等への送迎のみを行う。

ただし、(2)、(3)、(4)については提供会員の下承を得た上で活動するものとする。